

市民活動推進補助金選考基準

【経過】

平成16年度 選考委員会【平成16年10月5日実施】

補助の対象とすべき事業の最低ライン(基準)を決定。

全員で基準とすべき項目を列挙し、これらを、募集要領で示した選考のポイント別に整理。

【社会資源ガイドライン7-5:選考にあたっては、下表の1～5までのポイントを考慮する。】

「選考のポイント」	選考の基準とすべき項目	前年度比重項目	
		めばえ	はぐくみ
1.意欲			
2.使命(ミッション)	・新しい公共性(地域に役立つ活動)		
	・社会資源の提供・活用(発見)		
	・非営利		
	・多様な価値観を認める		
	・社会貢献		
3.活動の広がり	・先駆性		
	・創造性		
	・連携の可能性		
4.実現性	・費用の妥当性		
5.発展性	・継続性		
	・発展性		

次に、部門別に比重をおく項目を検討。次のとおり決定。【上記表中】

「めばえ」 3.活動の広がり(先駆性、創造性)、5.発展性

「はぐくみ」 2.使命、3.活動の広がり(連携の可能性)、4.実現性

上記を平成16年度の補助金選考の基準とすることに決定。

【平成17年度の選考基準の決定】

平成17年度 選考基準

「選考のポイント」	選考の基準とすべき項目	今年度比重項目	
		めばえ	はぐくみ
1. 意欲			
2. 使命(ミッション)	・新しい公共性(地域に役立つ活動)		
	・社会資源の提供・活用(発見)		
	・非営利		
	・多様な価値観を認める		
	・社会貢献		
3. 活動の広がり	・先駆性		
	・創造性		
	・連携の可能性		
4. 実現性	・費用の妥当性		
5. 発展性	・継続性		
	・発展性		